令和６年小田原市議会６月定例会議案

（議案第４６号～議案第５４号）

令和　６　年　６　月１０日提出

目　　次

○条例議案

議案第４６号　小田原市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例……1

議案第４７号　小田原市いこいの森条例の一部を改正する条例……2

議案第４８号　小田原市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例……3

議案第４９号　小田原市立学校条例の一部を改正する条例……4

議案第５０号　小田原市政策監の設置等に関する条例を廃止する条例……5

○事件議案

議案第５１号　工事請負契約の変更について（旧小田原市民会館解体撤去工事）……7

議案第５２号　財産の取得について（マンホールトイレ用便器（洋式）ほか）……8

議案第５３号　財産の取得について（高規格救急自動車）……9

議案第５４号　財産の取得について（高度救命処置用資機材等）……10

条　例　議　案

議案第４６号

小田原市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

小田原市個人番号の利用に関する条例（平成２７年小田原市条例第３３号）の一部を次のように改正する。

別表第２の１の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和　６　年　６　月１０日提出

小田原市長　加　藤　憲　一

（理由）

生活保護法の一部改正に伴う所要の整備を行うため提案するものであります。

議案第４７号

小田原市いこいの森条例の一部を改正する条例

小田原市いこいの森条例（昭和５７年小田原市条例第２号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項各号列記以外の部分を次のように改める。

７月２１日から８月３１日までの期間（次項において「夏季期間」という。）以外の期間における次の各号に掲げる施設の休館日又は休場日は、当該各号に定める日とする。

第６条第１項第１号中「管理棟、」を削り、同号ア中「月曜日」を「木曜日」に、「イ」を「以下この項」に改め、同項第２号を次のように改める。

(2) 管理棟、林間キャンプ場、バンガロー及びシャワー棟　次に掲げる日

ア　水曜日及び木曜日（これらの日が休日に当たるときを除く。）

イ　１月１日から２月末日まで及び１２月１日から同月３１日までの日

第６条第２項を削り、同条第３項中「管理棟等の」を削り、同項を同条第２項とし、同条第４項中「第１項及び前項」を「前２項」に改め、同項を同条第３項とする。

第７条第１項中「管理棟等」を「次の各号に掲げる施設」に改め、「、次の各号に掲げる施設の区分に応じ」を削り、同項第１号を削り、同項第２号中「林間運動広場」を「管理棟、林間運動広場」に改め、同号を同項第１号とし、同項中第３号を第２号とし、第４号を第３号とする。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

令和　６　年　６　月１０日提出

小田原市長　加　藤　憲　一

（理由）

いこいの森のこれまでの管理運営の実績を踏まえ、休場日等の整備を行うため提案するものであります。

議案第４８号

小田原市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例

小田原市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例（平成６年小田原市条例第７号）の一部を次のように改正する。

別表第２小田原漁港地区地区整備計画区域の項中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、「機能施設」の次に「（直売所を除く。）」を、「主とする」の次に「直売所その他の」を加える。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和　６　年　６　月１０日提出

小田原市長　加　藤　憲　一

（理由）

漁港漁場整備法の一部改正に伴う所要の整備を行うため提案するものであります。

議案第４９号

小田原市立学校条例の一部を改正する条例

小田原市立学校条例（昭和３９年小田原市条例第１３号）の一部を次のように改正する。

別表第３小田原市立下中幼稚園の項中「小田原市小船１７４番地の１」を「小田原市小船１７８番地」に改める。

附　則

この条例は、令和６年９月１日から施行する。

令和　６　年　６　月１０日提出

小田原市長　加　藤　憲　一

（理由）

橘地域認定こども園の整備に当たり、下中幼稚園を下中小学校内に移転するため提案するものであります。

議案第５０号

小田原市政策監の設置等に関する条例を廃止する条例

小田原市政策監の設置等に関する条例（令和２年小田原市条例第２７号）は、廃止する。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和　６　年　６　月１０日提出

小田原市長　加　藤　憲　一

（理由）

政策監の職を廃止するため提案するものであります。

事　件　議　案

議案第５１号

工事請負契約の変更について

令和４年１２月１４日に議決を経て締結した工事請負契約（旧小田原市民会館解体撤去工事）の内容の一部を次のように変更したいので、議会の議決を求める。

「工　　期　　契約に定める日から令和６年８月３０日まで」を

「工　　期　　契約に定める日から令和６年１０月３１日まで」とする。

令和 ６ 年 ６ 月１０日提出

小田原市長　加　藤　憲　一

議案第５２号

財産の取得について

令和６年５月９日に指名競争入札に付したマンホールトイレ用便器（洋式）ほかの取得について、次のとおり物件供給契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年小田原市条例第５号）第３条の規定により、議会の議決を求める。

１　契 約 金 額　　２０，１３８，８００円

２　契約の相手方　　神奈川県小田原市羽根尾２２５番地の１

相日防災株式会社小田原支店

支店長　岩　田　　学

３　納 入 期 限　　令和６年９月２７日

令和 ６ 年 ６ 月１０日提出

小田原市長　加　藤　憲　一

議案第５３号

財産の取得について

令和６年５月９日に指名競争入札に付した高規格救急自動車（２台）の取得について、次のとおり物件供給契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年小田原市条例第５号）第３条の規定により、議会の議決を求める。

１　契 約 金 額　　４７，５２０，０００円

２　契約の相手方　　神奈川県横浜市都筑区川向町８８０番地の１
　　神奈川トヨタ自動車株式会社特販部
　　部長　首　藤　　豊

３　納 入 期 限　　令和７年１月３１日及び同年２月２８日
　　（１台ずつ２回に分けて納入）

令和 ６ 年 ６ 月１０日提出

小田原市長　加　藤　憲　一

議案第５４号

財産の取得について

令和６年５月９日に指名競争入札に付した高度救命処置用資機材等（２式）の取得について、次のとおり物件供給契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年小田原市条例第５号）第３条の規定により、議会の議決を求める。

１　契 約 金 額　　３８，５００，０００円

２　契約の相手方　　神奈川県横浜市中区かもめ町６番地

日本船舶薬品株式会社横浜支店

支店長　鳥　居　大　輔

３　納 入 期 限　　令和７年１月３１日及び同年２月２８日

（１式ずつ２回に分けて納入）

令和 ６ 年 ６ 月１０日提出

小田原市長　加　藤　憲　一